

令和2年度中小企業販路開拓助成金（下半期分）の第3次公募を行います

（公財）長野県中小企業振興センターでは、中小企業販路開拓助成金交付要綱及び令和2年度（下半期分）中小企業販路開拓助成金公募要領に基づく中小企業販路開拓助成金により、県内中小企業者等（製造業）の海外・国内マーケットにおける新市場開拓・販路拡大を支援しています。

この度、県内中小企業者等がインターネットを活用して実施する対面型でない展示会、見本市等（以下「オンライン展示会」という。）に出展する際の費用の一部を助成する「令和2年度中小企業販路開拓助成金（下半期分）」の第3次公募を行います。

例年対象にしておりました対面型による国内及び海外の展示会、見本市等については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、今回は対象外とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響が大きく厳しい経営環境下ではありますが、この助成金を技術のPRや製品等の販路拡大にぜひご活用ください。

記**応募方法****1 募集(受付)期間**

令和3年1月1日から令和3年2月末日の間に出展するオンライン展示会

受付期間:令和2年11月25日(水)～令和2年12月16日(水) **(郵送等の場合は締切日17時までには必着)**

2 提出書類 中小企業販路開拓助成金事業計画書（交付申請書）及び添付書類
(※)事業計画書（交付申請書）・要綱等は、当センターホームページ「ビーなび信州」からダウンロードできます。

[（<https://www.icon-nagano.or.jp/cms/modules/contents/page/00573.html>）](https://www.icon-nagano.or.jp/cms/modules/contents/page/00573.html)

3 書類提出先 （公財）長野県中小企業振興センター マーケティング支援センター**助成金の概要****1 助成対象とするオンライン展示会**

令和3年1月1日から令和3年2月末日までの間に申請者が出展するオンライン展示会で、以下に掲げる要件を備えているものを対象とします。

- (1) 助成対象者の製品及び商品の販路開拓に資するものであること。
- (2) 消費者への販売を主たる目的としたものでないこと。
- (3) 長野県外（海外を含む）での販路開拓を主な目的としたものであること。
- (4) 主催者及び共催者が（公財）長野県中小企業振興センター（以下「センター」という）、国又は地方公共団体以外の者であること。
- (5) 県市町村が共同出展者を募集する「長野県コーナー」又は「市町村コーナー」への出展でないこと。
- (6) 助成対象経費について国、自治体等を問わず他の補助・助成を受けていないこと。

注1 [主催者等の都合でオンライン展示会の開催期間が延期となり出展が令和3年3月1日以降になった場合は、助成対象外になりますのでご注意ください。](#)

注2 助成対象となる展示会、見本市等について、ご不明の場合は事前にお問い合わせください。

2 助成対象者

中小企業者等（製造業）であって、以下のいずれかに該当するもの。ただし、過去5年以内に本助成金の交付を受けた展示会、見本市と同一のもの（対面型をオンライン形式に切替えた場合は同一とみなす。）に出展する者は、助成対象外とします。

- (1) 中小企業者（※みなし大企業は除く。（2）についても同じ。）
- (2) 県内の中小企業者を主たる構成員とする次の団体であって、2以上の者で構成するもの
 - ア 事業協同組合等の団体
 - イ 任意団体で、設立目的、運営状況、永続状況等から判断して理事長が適当と認められるもの

（出展展示会等へは申請する名称（団体名）で出展してください。）

※ みなし大企業とは次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者
- ・役員の数2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

3 助成対象経費等 下表のとおり

区 分	助成対象経費	助成額
オンライン展示会	主催者に支払う定額の出展料 〔消費税額を除く〕 ※出展料は名目が参加料及び登録料等のものを含む。	・出展料の <u>3分の1以内の額</u> とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・ <u>200,000円を限度</u> とする。

4 その他

- (1) 応募された書類については、審査会により交付の可否を判断し、その結果を通知します。
なお、審査に当たり不明な点について、お問い合わせする場合があります。
- (2) 申請者多数の場合は、助成額を減額する場合があります。
- (3) 同一年度における助成金の交付は、1申請者につき1回限りとします。
- (4) 事業終了後2年間、販路開拓状況について成果等の報告書の提出をお願いします。
- (5) 主催者の都合によるキャンセル料などの経費は、助成対象とはなりません。

助成金の詳細については以下の要綱等をご覧ください。

[別紙中小企業販路開拓助成金交付要綱](#)

[別紙中小企業販路開拓助成金公募要領](#)

問い合わせ先

公益財団法人長野県中小企業振興センター マーケティング支援センター（担当：飛沢）

〒380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階

TEL 026-227-5013 FAX 026-228-2867 E-mail: matching@icon-nagano.or.jp